

平成 23 年 9 月 8 日  
山形県明るい選挙推進協議会  
会長 松浦 宏之

- 若年層の投票率が依然として低迷していることから、将来の有権者に対する啓発について、学校教育と連携して積極的に取り組むべきものと考えている。
- 本県においては、まずは明るい選挙推進協議会が学校に働きかけて各種啓発の取り組みを重ねること、その上でその情報を発信しながらより多くの学校に取り組みを拡げていくことで、学校教育と連携した啓発を推進してきている。
- 本県における学校教育と連携した各種啓発事業の実施にあたっては、次の事項を重視している。
  - ① 発達・学習段階に応じた内容の工夫  
より効果的な啓発となるよう、児童・生徒の発達・学習段階に応じて内容を工夫する。  
また、事業実施後に参加者にアンケートを行い、その内容を踏まえて見直しを行う。
  - ② 参加等による意識向上  
各種イベントやものづくり等を通じて、参加者の政治・選挙への関心を高める。  
また、必要に応じて表彰を行い、更なる意識向上の契機とする。
  - ③ 家庭や地域への波及  
参加者に対して、家庭において政治や選挙について話題とすることを促し、啓発効果を家庭へと波及させる。  
また、積極的に報道機関へ情報提供を行い、家庭や地域への更なる波及を図る。
- しかしながら、社会参加意識と政治的リテラシーを有する主権者を育てる「主権者教育」を推進するためには、以上のような明るい選挙推進協議会の取り組みだけでは、時間的・内容的に限界があるといわざるを得ない。  
このため、学校教育においても、主体的に政治教育及び選挙学習（以下「政治教育等」）を行う必要があり、文部科学省、教育委員会及び各学校が一体となって、下記①及び②に積極的に取り組むべきであると考える。
  - ① 政治的教養は教育上必要であると規定する教育基本法第 14 条第 1 項の趣旨に則り、模擬投票、新聞を教材として活用した授業等の多様な手法による政治教育等を実施する。
  - ② 次期学習指導要領及び学習指導要領解説において、政治教育等に関する記述をより明確にすることにより、学校教育における政治教育等の比重を更に高める。
- 将来の有権者に対する啓発は、明るい選挙推進協議会と学校教育のそれぞれが役割を担い、その相乗効果により強力に推進される「主権者教育」でなければならない。

## 山形県における学校教育と連携した啓発事業について

### 【常時啓発事業】

#### (1) 選挙啓発パンフレットの配布

##### ア 小学校6年生向けパンフレット

平成14年度より作成し、県内全小学校の6年生全員（約11,000人）に配布。  
小学校に対しては、社会科の授業や総合学習の時間などにおける教材等としての活用を依頼。

内容は、なぜ選挙をするのか学校生活に置き換えて説明するもの、議員が誕生するまでの流れや議員の仕事について説明するものなど。

##### イ 高校3年生向けパンフレット

平成15年度より作成し、県内全高等学校の3年生全員（約11,000人）に配布。  
高等学校に対しては、公民の授業等での活用を依頼。

内容は、2年後に選挙権を持つことを強調し、将来の有権者としての自覚を促すもの。

#### (2) 明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施

県教育委員会、市町村教育委員会の後援の下、各市町村選挙管理委員会を通じて県内の小・中・高校から作品を募集。

一部市町村は、明るい選挙推進協議会委員や選挙管理委員が学校を訪問して募集を呼びかける、学校の美術教諭や教育委員会関係者に審査員を依頼する等の連携を実施。  
例年、2,000点前後に及ぶ多数の応募がある。

#### (3) 選挙啓発出前講座の実施

##### ア 小学校

平成18年度、20年度に実施。（各1校）

社会科の授業において選挙に関する授業を実施。授業の内容を取りまとめた「選挙啓発授業報告書（学習指導案）」を作成し、県内全小学校に配布。

市町村にも資料を提供し、以後の市町村の取り組みを支援。

##### イ 中学校

平成19年度～21年度に実施。（各1校）

生徒会役員選挙の日に合わせて、選挙に関するミニ講座を実施。

市町村にも資料を提供し、以後の市町村の取り組みを支援。

##### ウ 高校

平成15年度から毎年実施。（県内4ブロックで各1校以上が目安）

選挙に関するミニ講座、模擬投票、選挙クイズ等を実施。

平成22年度には、県内高校の生徒会役員が集まる「生徒会ニューリーダーセミナー」（於 県青年の家）においても講座を実施。

##### エ 大学

平成20年度から毎年実施。

山形大学において「政治学入門」を受講している大学1年生を対象に、選挙管理委員会の仕事の内容、電子投票、投票年齢の引き下げ等の話題を交えながら、選挙制度についての講義を実施。

#### (4) 選挙啓発公開講座の開催

毎年、県内各地の明るい選挙推進協議会委員等を対象とした講座を開催。現場の教諭にも選挙教育への意識を高めてもらうべく、県内の小・中・高校の社会科教諭等を招き、選挙教育の実践事例を基にした討議等を行っている。

開催にあたっては、県教育委員会、県連合小学校長会、県中学校長会及び県高等学校長会から後援を得ている。

### 【臨時啓発事業】

#### (1) 白ばら啓発隊出発式への高校生の参加

国政選挙や県の選挙の公示日（告示日）翌日に開催される「白ばら啓発隊出発式」に高校生の参加を依頼。

平成 22 年の参議院議員通常選挙の際は、県立村山農業高校のクラブ「又新連（ユウシンレン）」が「むらやま徳内ばやし」演舞を披露。

#### (2) 手袋めいすいくんの作製

平成 19 年の県議会議員選挙の際、白鷹高等専修学校の指導の下、寒河江市の高齢者の会「健友会」が作製。

啓発グッズとして活用。

#### (3) めいすいくん帽子の作製

平成 21 年の県知事選挙の際、県立東根工業高校に作製を依頼。  
街頭啓発等に活用。

#### (4) 高校生メッセンジャーの委嘱

平成 21 年の県知事選挙の際、県立左沢高校の放送部、県立天童高校の演劇部の生徒を高校生メッセンジャーとして委嘱し、テレビ・ラジオ番組内で投票の呼びかけを実施。

#### (5) めいすいくん小便小僧

平成 22 年の参議院議員通常選挙の際、山形女子専門学校、県立村山農業高校に作製を依頼。

選挙期間中、JR 北山形駅と村山駅前にある小便小僧の衣装を「めいすいくん」の衣装に衣替え。

#### (6) 街頭啓発への大学生の参加

平成 22 年の参議院議員通常選挙の際、県明るい選挙推進協議会委員の大学教授を通じて、東北公益文科大学の学生に街頭啓発への参加を依頼。

#### (7) ぬり絵による選挙啓発

平成 22 年の参議院議員通常選挙の際、県内の保育所、幼稚園を訪問し、選挙啓発のぬり絵を園児に配布。

完成したぬり絵をスーパー等に展示。

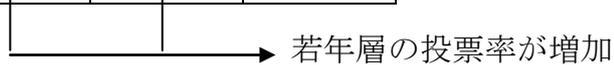
## 山形県における選挙啓発高校生出前講座について

### 1 経過

年度	実績	主な動き
H14		県明推協会長が、若年層の投票率低下について、県内高校長に問題提起 出前講座実施への理解・協力を求める
H15	1校（190名）	出前講座を開始
H16	1校（200名）	
H17	4校（720名）	対象校を県内4ブロック各1校に拡大
H18	5校（1,060名）	県明推協会長が高校長会等において積極的に働きかけ 出前講座について高校間で広く知れ渡る
H19	3校（350名）	
H20	3校（210名）	
H21	3校（319名）	県明推協が(財)明推協より明るい選挙推進優良活動表彰を受ける <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">                         県教委が県内全県立高校へ出前講座の積極的な活用を呼びかける文書を送付                     </span>
H22	7校（906名）	実施校が倍増 生徒会役員が集まる「生徒会ニューリーダーセミナー」で講座を実施
	のべ27校・3,955名	

#### (参考) 年齢別投票率の推移 (山形県選挙区・国内)

	20代前半	20代後半	県計
第20回参院選(H16)	32.98	40.12	61.75
第22回参院選(H22)	36.94	46.38	63.97
増減	<u>+3.96</u>	<u>+6.26</u>	+2.22


 若年層の投票率が増加

### 2 内容

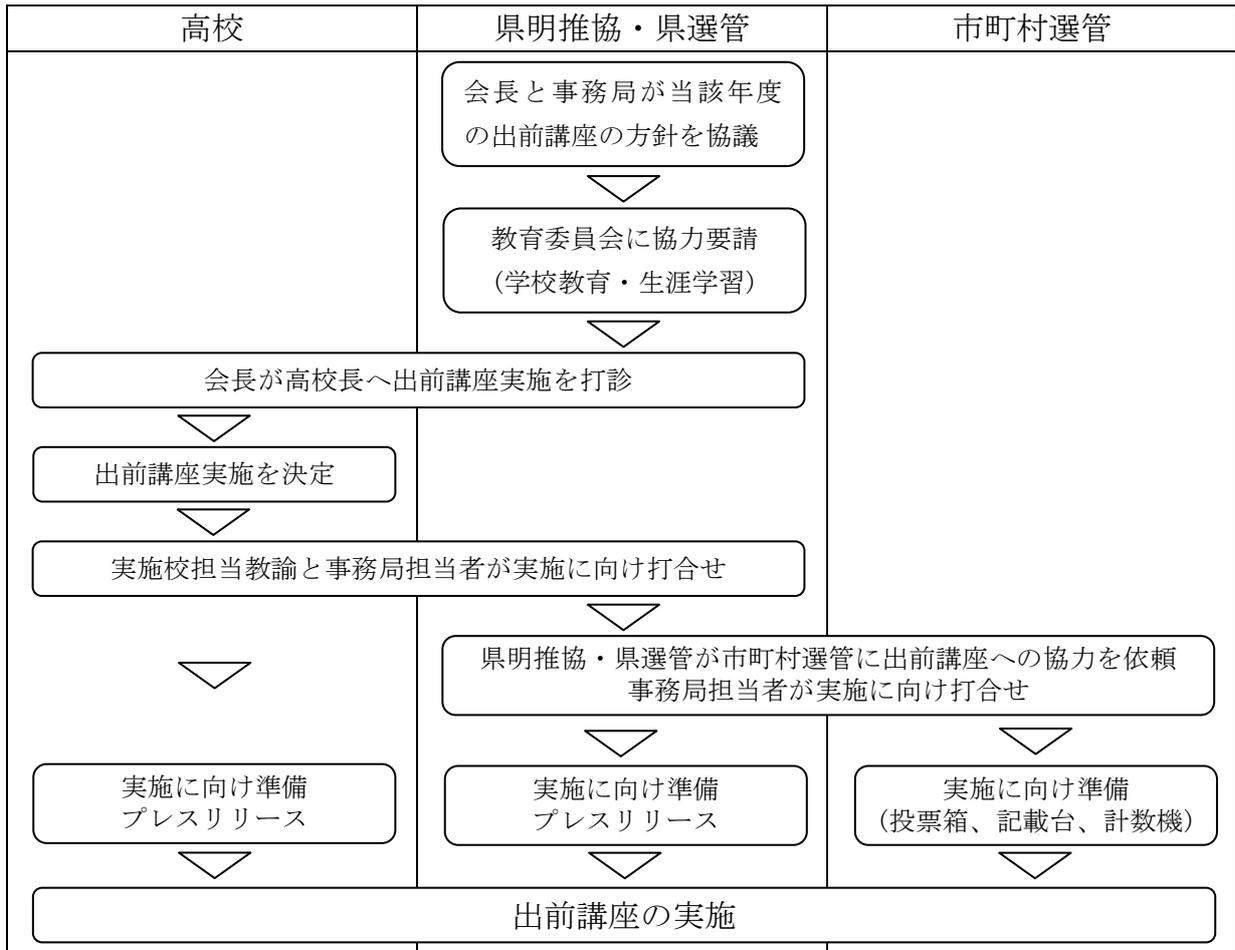
実施時間や参加人数に応じて、概ね次の項目により「どうして選挙は大切なのか」をテーマに講座を開催する。

- (1) 選挙制度等に関する講座（パワーポイントによるスライド使用）
- (2) 「開く投票用紙」による投開票体験
- (3) 選挙クイズ（開票をしている間に実施）

#### (参考) タイムスケジュール（50分）

○あいさつ (5分)	○選挙講座 (20分)	○模擬投票 ○選挙クイズ (20分)	○まとめ ○アンケート (5分)
---------------	----------------	--------------------------	------------------------

### 3 実施までの流れ



### 4 受講者アンケートの結果 (平成 22 年度 7 校合計)

(1) 講座を受けての感想

- ① よかった 680人 (全体の約82%)
- ② ふつう 138人
- ③ よくなかった 11人

(2) 将来、選挙権を持ったら投票したいと思うか

- ① 投票したい 706人 (全体の約85%)
- ② 投票したくない 20人
- ③ わからない 106人

(3) 若者の投票率が低いことについて、どのように思うか

- ① 問題である 662人 (全体の約81%)
- ② あまり気にならない 109人
- ③ わからない 51人

(4) 講座の中で興味を持ったもの (上位5つ)

- ① 本物の投票用紙・投票箱を使った模擬投票
- ② 選挙クイズ
- ③ 若い有権者の意識調査の結果
- ④ なぜ選挙は大切なのか
- ⑤ 年齢別投票率

# 選挙啓発高校生出前講座開催要領

## 1 趣旨

選挙は、私たちの生活と密接な関わりを持つとともに、社会生活を送る上で極めて重要な意義を持つものである。しかしながら、近年は若い世代の投票率の低下が著しく、次代を担う若者の選挙離れに歯止めをかけることが課題となっている。

このため、まもなく選挙権を有することとなる高校生に選挙の仕組みや投票の大切さを学習してもらうことで、若い世代の投票意識の向上を図ることを目的とする。

## 2 主催

山形県選挙管理委員会 山形県明るい選挙推進協議会  
(共催：市町村選挙管理委員会 市町村明るい選挙推進協議会)

## 3 対象校及び参加者

各総合支庁の管内ごとに概ね1校を対象とする。各校における参加範囲は、対象校との協議により決定する。

【注：県内に4つの総合支庁がある。対象は主に3年生。】

## 4 日時及び場所

実施時期については対象校との協議により決定し、開催する場所は対象校が指定する場所とする。

## 5 内容

実施時間や参加人数に応じて、概ね次の項目により「どうして選挙は大切なのか」をテーマに講座を開催する。

- (1) 選挙制度等に関する講座（パワーポイントによるスライド使用）
- (2) 「開く投票用紙」による投開票体験
- (3) 選挙クイズ（開票をしている間に実施）

## 6 その他

実施にあたっては、事前に報道機関に情報提供を行う。

形明協第28号  
平成20年3月12日

文部科学大臣 渡海 紀三郎 様

山形県明るい選挙推進協議会  
会長 松浦 宏之

小学校学習指導要領案及び中学校学習指導要領案等に対する意見について

このことについて、別添のとおり意見を提出しますので、よろしくお取り計らい願います。

## 別添

教育基本法第14条第1項では、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と政治教育の重要性について規定されています。

また、昨年、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年5月18日法律第51号）が公布され、満18歳以上の日本国民に投票権が与えられたほか、選挙権年齢を満20歳以上から満18歳以上に引き下げることが求められたところです。

このような中で、若者が主権者としての自覚を持ち、政治・選挙への積極的な参画が求められるところですが、近年の若年層の投票率低下傾向が著しいことに鑑みれば、学校教育において、政治教育・選挙学習の比重を更に高めることが肝要であると思われます。

しかしながら、このたびの学習指導要領案は、現在の学習指導要領と比較して、政治教育や選挙学習について内容を充実する記述に乏しく、将来を担う若者の政治参加が更に低下するのではないかと懸念されるところです。

以上から、小学校学習指導要領案並びに中学校学習指導要領案の社会科（小学校は6学年、中学校は公民分野）において、下記の事項に留意され、「目標」、「内容」及び「内容の取扱い」に政治教育及び選挙学習に関する記述を一層充実することを求めます。

特に、今後作成される「小学校学習指導要領の解説」及び「中学校学習指導要領の解説」においても同様に、政治教育及び選挙学習に関する記述の充実を求めるものであります。

### 記

- 1 自分たちの生活と政治の関わりを考えさせることによって政治の重要性を理解させ、政治への関心を醸成すること。
- 2 民主政治を推進するためには国民の投票参加が不可欠であり、従って、選挙は、国民の権利であると同時に、公民としての任務であることを認識させること。
- 3 民主政治についての知識・理解だけでなく、国家・社会の形成者としての判断力・実践力を養成すること。このため、社会科だけでなく、総合的学習の時間なども活用し、模擬投票など多様な体験学習を行うこと。
- 4 特別活動としての学級活動、児童会活動を活性化し、学級委員選挙、生徒会長選挙を行うなど、日常の学校生活の中で民主主義を体験させること。
- 5 中学の公民的分野の時間を確実に確保するため、従前同様、歴史的分野の学習は2学年で修了できるようにすること。

## 「常時啓発事業のあり方等研究会 中間とりまとめ」に対する意見

福井県 中村 保之

2011/09/08

## ◆ よく判らない用語や文章の言い換えについて

P-1 ○-1 (文中の○印に番号をつけました)

「高齢者のみならず若者も含めて…」⇒意味不明です。

○-3 2行目「社会の諸活動に…」⇒「社会」を「地域」にして下さい。

P-2 ○-1 「政治的リテラシー(政治的判断能力)」は「政治的判断能力」だけで…。

P-6 ○-5 「サービスマーケティング」は「体験学習」でダメなのですか。

P-8 ○-1 「投票率の加齢効果」「発射台」とはなんですか。

P-12 ○-2 「投票所に子どもを連れて行く…」には法改正があるのでは…。

## ◆ 文章について

P-1 ○-3の12行目に、P-2の上から3行目～6行目の文章を入れたらどうですか。

P-2 ○-3の3行目「また政府は…」から～6行目までの削除をお願いします。替わりに諸外国のシティズンシップ教育の実態のようなことを例示して下さい。

## ◆ 加えてほしいこと

P-1 「はじめに(基本的認識)」に「投票の義務」を強調してくれませんか。

P-5、P-6、P-11に、「テレビ番組の活用」を入れられないでしょうか。

P-7 「国としての取り組み」の中に「国レベルの選挙の調査、分析」を入れて下さい。

P-9 ○-3に「公民館の活用、連携」を加えられませんか。

※ テレビや公民館は議論にならなかったのでしょうか。

## ◆ 全体にもう少し具体的に、しかも強い指導的表現が必要

① P-9 ○-6「若者の立会人…」義務付けを考えられませんか。

② P-10 「国としての取り組み」は、調査、情報収集、発信、マニュアルづくりばかりが目立ちます。「若者のグループづくり」などは各市町村にモデルグループを立ち上げることから始めるような指導ができませんか。

③ P-13 「国としての取り組み」について

・「学校教育との連携促進」は「国レベルにおける協議の場づくり」だけを優先的に強調して下さい。ほかの文言は不要です。

・「生徒会長選挙の支援」方法についての改善を書くべきです。

・「子ども議会の普及・促進」の具体的指導が必要です。

以 上

2011、9、8

山口県明るい選挙推進協議会会長 平野 充好

「常時啓発事業のあり方等研究会」中間取りまとめ

に対する意見

1、はじめに

山口県「青年法政大学」20回近く半年間にわたる公開講座。37年続いている  
従来6会場、現在2会場（防府：長期開催、徳山：短期開催）

\* 防府会場の今年度のプログラム、チラシ参照

2、「若い有権者の政治意識の向上」に関連して

(1) 「今後各地に若者啓発グループの育成の必要」との指摘

「若者啓発グループ」の育成方法、リーダーシップをもった若い人材の育成

「若者啓発グループ」と選管・明推協との関連

(2) 「若者の政治意識を高めるには、政治、選挙だけでなく、身近な生活に密着したテーマを素材に、噛み砕いた学習をすること」という指摘

青年法政大学の17回のテーマ設定と講師選定、若い青法大OBスタッフ

制約は、政治、選挙、法律、経済の講座を最低5回

(3) さらに、「若い有権者の政治意識向上」について

「仲間づくり」という視点重要、

「仲間づくり」との関連で、青法大では、「共同研究発表」

若者に任せることの重要性

3、シティズンシップ教育との関連

「常時啓発は、シティズンシップ教育の一翼を担うもの」

(1) 「第2」、「第3」シティズンシップ教育の言葉が消えてしまっている

(2) シティズンシップ教育の担い手

(3) 総務省と文科省でどのようなシティズンシップ教育を推進するか

(4) 文科省が担うのではない「シティズンシップ教育」のあり方はないか

(5) 明推協がシティズンシップ教育自体を担う方向性はないか

4、明推協の臨時啓発あるいは既存の常時啓発との関係。

(1) 臨時啓発と常時啓発の関連

(2) 既存の啓発活動との関連

5、常時啓発活動と政治的中立

(1) 選管指導ではなく、民間の明推協が主体的に活動

(2) 明推協が選管からできる限り（財政的、活動的）に自立

以上

# やまぐち 青年法政大学 防府会場

## 2011年度 受講生募集!!

### 6月15日開講!!

#### やまぐち青年法政大学とは？

政治・社会などの講義を聴いて学べるだけでなく、  
交歓会などを通じて楽しく遊んだりすることで、  
職場や学校では出会えない人達との交流を持つ事  
もできるサークルのようなものです。

もっと詳しく知りたい方は  
ぜひHPをご覧ください

やまぐち青年法政大学 防府会場 HP  
<http://hofuseihoudai.web.fc2.com/>  
(携帯からのアクセスはこちらから！)



<http://k1.fc2.com/cgi-bin/hp.cgi/yychofu/>

開講後も随時  
受講生募集!!

運営スタッフも  
同時募集中!!



※このキャラクターは  
「選挙のめいすいくん」  
明るく選挙のキャラクターです

#### 無料! プレオープン開催!!

開講に先立って今年もプレオープンを行います。  
本講義を受けようと思う人もそうでない人も  
「無料」ですのでお気軽にお越しください。

開催日 6月5日(日)

開催場所 防府市佐波公民館(裏面の地図参照)

講師 岩国短期大学教授 山縣明人 先生

講義テーマ 「2030年までをいかに生き抜くところからだの自己教育とは？」

- 9:30 ~ 受付開始
- 10:00 ~ 青年法政大学の説明
- 10:20 ~ 山縣先生による講義
- 12:00 ~ 軽食とレクリエーション
- 13:00頃 終了

#### 講師紹介

山縣 明人 先生

周南市出身 岩国短期大学教授・文化教育研究所所長  
玉川大学大学院文学研究科博士課程終了

全人教育思想を基礎とした教育理論を持って将来の教育者の養成に専念。  
また、地域においては岩国みちの会において  
女性を中心に美しく生きることが主題に座談会を主催。  
岩国松陰会や徳山松陰会においては吉田松陰の経世済民思想について、  
山口全地域においては日本陽明学における指導者たることの学びについて  
私塾において教学活動を行う。

著書：「吉田松陰の思想と教育」  
「いのちの教育を再び - 基層教育学試論集」  
「いのちの教育のための基礎的方法論」ほか多数

主催：山口県明るい選挙推進協議会  
山口県選挙管理委員会  
防府市明るい選挙推進協議会  
防府市選挙管理委員会

共催：山口県教育委員会・防府市教育委員会  
協力：やまぐち青年法政大学 防府会場

## 募集要項

- ・受講期間 平成23年6月15日～11月6日  
毎週水曜日 19:00～21:45  
(ただし11月6日の閉講式のみ日曜日です)
- ・受講資格 県内に在住または勤務する方で  
勉強したい人や  
他の人との交流を持ちたい方なら  
どなたでも歓迎します!
- ・受講場所 防府市佐波公民館  
(下記の地図参照)
- ・受講料 基本的に無料ですが、交歓会等で  
自己負担がある場合があります  
(7月6日の講義では材料費200円が必要です)

## 2011年度講義予定

6/15 ～開講式～

6/22 萩市博物館特別学芸員 一坂太郎  
～ 松陰と龍馬の志 ～

6/29 防府市立防府図書館 館長 森川信夫  
～ 面白くて為になる山口弁の話 ～

7/6 アートビレッジ39 藤井元康  
～ アートセラピー・パステルで心をリフレッシュ!! ～

7/13 山口市体育指導員 藤本康一朗  
～ ニュースポーツ(ドッチビー) ～

7/20 山頭火ふるさと会 副会長(護国寺住職) 橋本隆道  
～ 愚(ぐ)を守る・種田山頭火の俳句 ～

7/24(日)(仮) 防府市消防本部(普通救命講習Ⅰ)  
※この講義はカリキュラムには含まれません。開講後に改めて募集を行います。

7/27 元萩市教育長(金谷天満宮宮司) 陽信孝  
～ プロ野球だけがプロではない ～

8/3 すろーふーどらいふ山口ネット・和 白木美和  
～ 気軽に楽しむすろーふーどらいふ・実践編 ～

8/10 防府市観光振興課  
～ 防府観光講座 ～

8/17 インタースマイルプランニング代表 吉岡恵美  
～ なるほどナットク!ワークショップのABC ～

8/24 山口県立大学准教授 ロバート・シャルコフ  
～ 20年間の国際交流を通じて・びっくりの連続 ～

8/31 堀越政美司法書士事務所 堀越政美  
～ これだけは知っておきたい・契約保証の基礎知識 ～

9/7 NPO法人日本ファイナンシャルプランナーズ協会山口支部長 中村久枝  
～ 身近な経済のしくみ ～

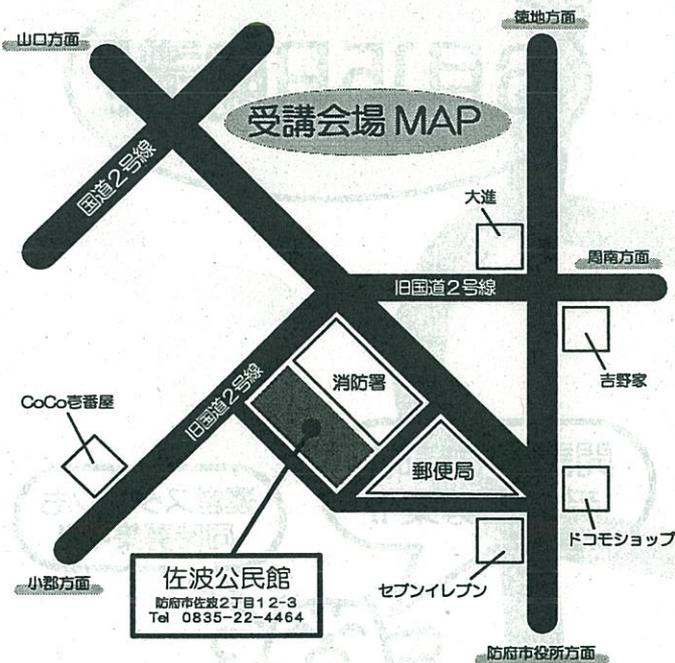
9/14 やまぐち青年法政大学学長 平野充好  
～ 身近な法律・日常生活を賢く過ごすために ～

9/21 岩国短期大学教授 山縣明人  
～ ドラッカー少年が教えてくれた・時代の読み方と生き方に学ぶ ～

9/28 山口県警察本部サイバー犯罪対策室  
～ サイバー犯罪について ～

10/12 九州国際大学准教授(心理学担当) 安藤花恵  
～ メディアと心理・占いから選挙まで ～

11/6(日) ～閉講式～ (敬称略)



## お申し込み・お問い合わせ先

山口県選挙管理委員会事務局  
〒753-8501 山口県山口市滝町 1-1  
Tel: 083-933-2320 Fax: 083-933-2339  
E-mail: a36000@pref.yamaguchi.lg.jp  
防府市選挙管理委員会事務局  
Tel: 0835-25-2174 Fax: 0835-25-0193

キリトリ

平成23年度 やまぐち青年法政大学防府会場 受講申込書

ふりがな

氏名

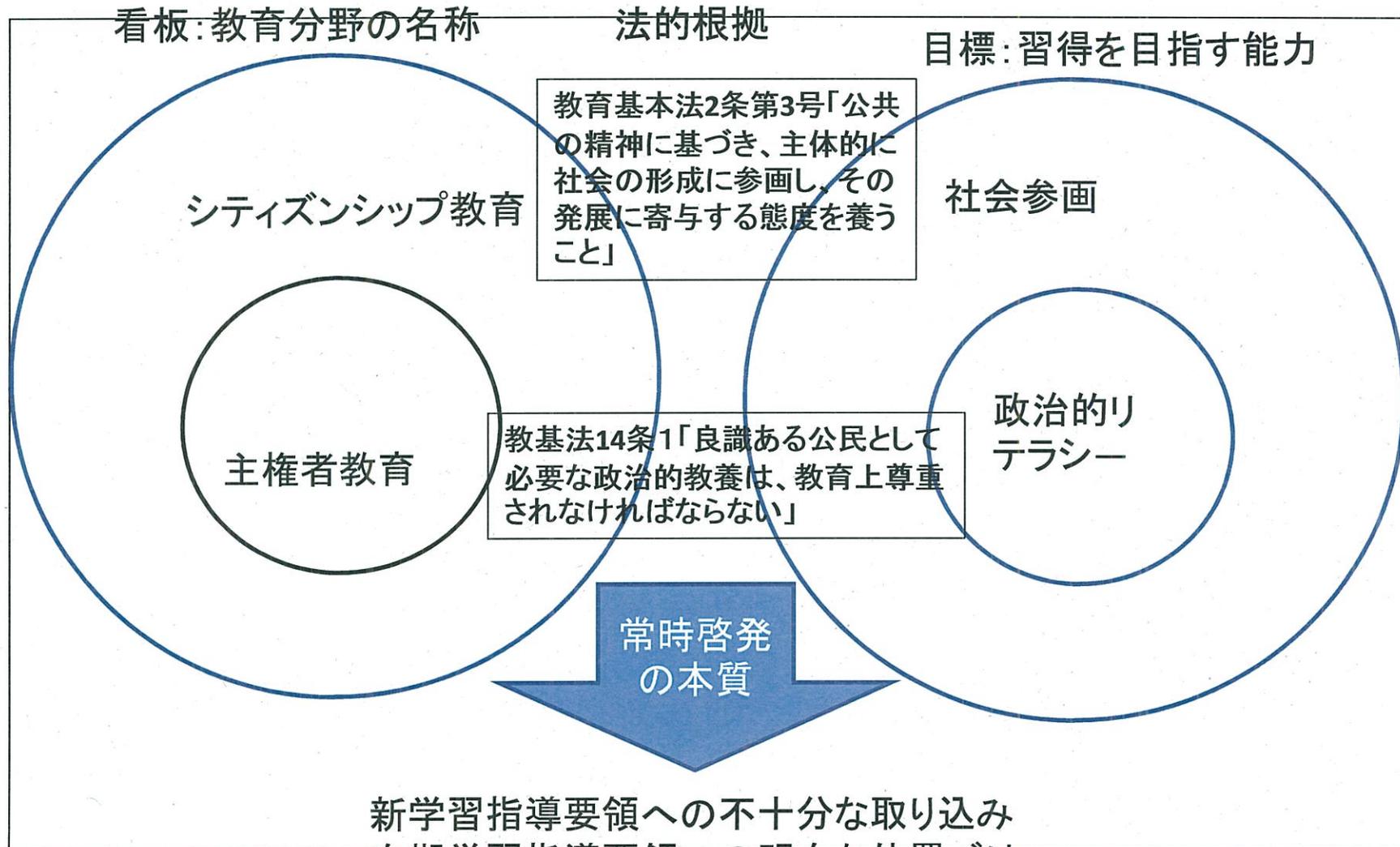
性別 男・女

電話番号

住所 〒

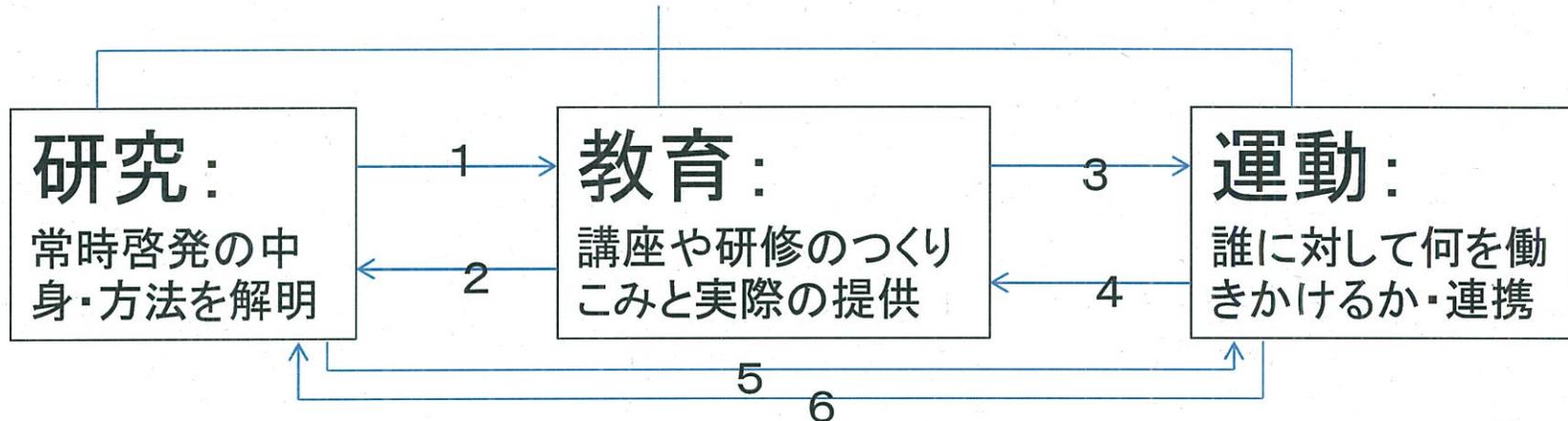
※FAX、郵送または、お近くの青年法政大学関係者から申し込まれる場合はこちらの申込書にてお申込ください。  
記入された個人情報は受講申込者の管理に使用します。それ以外の目的で使用することはありません。

# 常時啓発のあり方



新学習指導要領への不十分な取り込み  
次期学習指導要領への明白な位置づけへ

# 常時啓発の再編



- ①「シティズンシップ教育」の範囲、目的、方法等の解明。経産省シティズンシップ教育報告書、品川区「市民科」等、新たに提案され又は実施された近接教育の解明と明推協なりのシティズンシップ教育の再構成提案
- ②主権者教育の範囲、目的、方法、普及方法の研究と提案



英国の事例B・クリック委員会によるクリックレポート(シティズンシップ教育の確立)



- ①明推協主催の講座、研修における具体的プログラムの作成と実施、実施できる講師養成
- ②都道府県明推協、市町村明推協の講座及び研修におけるプログラム案作成、講師派遣
- ③子ども国会、国政模擬投票の主催

- ①小中高校教員との連携・教員むけ講座の提供
  - ②大学の授業との連携
  - ③公民教育学会等との連携(研究委託、共同開催等)
  - ④他省庁との連携・調整
  - ⑤地方明推協支援
  - ⑥NPO等との連携
- その他明推協には運動の司令塔・コーディネータとして役割

ナショナルカリキュラム(教科)へ